

第2部

派遣スタッフの雇用管理にかかわる基礎知識

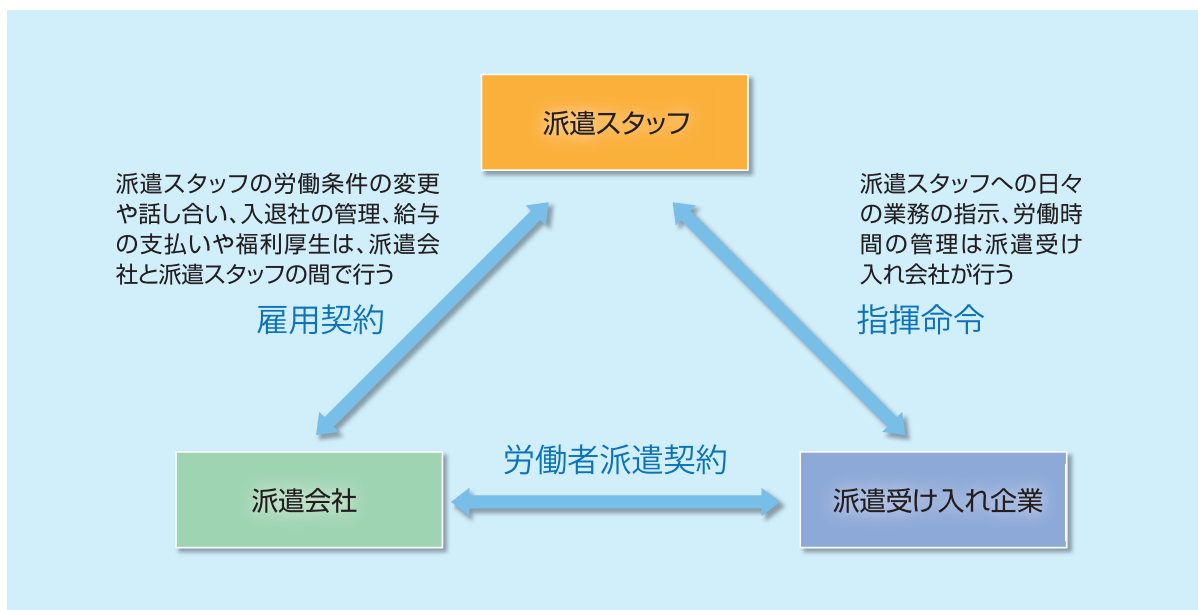
1. 派遣の仕組み

○労働者派遣とは

■労働者派遣(人材派遣)とは、「労働者派遣法(以下、派遣法)」(昭和61年7月施行)に基づき、派遣会社が雇用する派遣スタッフを、派遣受け入れ職場の指揮命令の下、派遣受け入れ職場内において労働に従事させることをいいます。

派遣スタッフからみると、派遣という働き方は、雇い主である会社(派遣会社)と実際の職場となる会社(派遣受け入れ会社)が異なることが特徴であり、その意味で、正社員や契約社員、パートタイマーやアルバイトとは異なった就労形態になります

〔図表 2-1-1〕 派遣就労の仕組み



※派遣受け入れ会社は、派遣会社との間に労働者派遣契約を結び、派遣スタッフの雇用管理について一定の法的責任を有することになります。

※派遣スタッフの労働条件や契約内容について相談したい場合は、派遣スタッフとは直接行わず、派遣会社との間で行ってください。